

## 7. 医療の給付等

制度	対象者	内容	問い合わせ先
自立支援医療 (更生医療)	身体障害者 (18歳以上)	身体の機能障害を除去、又は軽減し日常生活や職業生活に適応するように改善する医療を指定の医療機関で受ける場合に医療費の一部が公費負担されます。 (角膜移植術、関節形成術、外耳道形成術、心臓移植術、人工透析療法、腎移植術、肝臓移植術など。) なお、本人又は家族の所得に応じて月額負担上限の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)  府障害者支援課 TEL 075-414-4596
自立支援医療 (育成医療)	身体障害児 (18歳未満) ※身体障害者手帳を持っていないてもよい	身体に障害を有する児童や、将来障害をもつおそれのある児童が、手術などによってその障害の改善が見込まれる場合、医療費の一部が公費負担されます。 なお、本人又は家族の所得に応じて月額負担上限の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)  府子ども・青少年 総合対策室 TEL 075-414-4727
障害者自立支援 医療特別対策事業	身体障害者手帳3級所持者で ① 呼吸器機能障害で手帳3級所持者のうち、在宅酸素療法を受けている者 ② ぼうこう又は直腸の機能障害で手帳3級所持者のうち、障害の原因疾患及びストマ周辺の感染防止等の治療を受けている者	国制度の自立支援医療(更生医療)の対象とならない以下の対象医療費の一部が負担されます。 ① 在宅酸素療法に係る医療(薬剤に関する経費は対象外) ② ぼうこう又は直腸の機能障害となった原因疾患及びストマ(人工肛門、人工ぼうこう)周辺の感染防止等の治療に係る医療。なお、本人又は家族の所得に応じ月額負担上限額の設定があります。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照)  府障害者支援課 TEL 075-414-4596
特定疾患に 対する医療	スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクワイツフェルト・ヤコブ病に限る。)、重症多形滲出性紅斑(急性期)	特定疾患と診断されている者について、入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。 ※一部の疾患は、新規申請は認められません。	保健所 (68頁参照)  府健康対策課 TEL 075-414-4725
特定医療費 (指定難病)に対する 医療	IgA腎症など333疾病の患者	指定難病と診断され、一定の基準を満たす者について、入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。(一部自己負担あり。)  ※一定の基準を満たさない場合にも、当該疾病に係る医療費総額等により認定をうけられる場合があります。	保健所 (68頁参照)  府健康対策課 TEL 075-414-4725
肝炎治療に対する 医療	1.以下の肝疾患にかかっている方で、認定基準を満たしておられる方 ・B・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎 ・B・C型肝炎ウイルスによる代償性肝硬変 ・B・C型肝炎ウイルスによる非代償性肝硬変 2.京都府内に住所を有する方 3.医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者	C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用となっている医療費が公費負担されます。(一部自己負担あり。)	保健所 (68頁参照)  府健康対策課 TEL 075-414-4766
肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業	・京都府に住所を有している ・B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者 ・世帯年収約370万円未満 ・研究班への臨床情報提供 上記をすべて満たして、京都府知事から本事業の対象者として認定を受けた方	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者に対して行われる入院医療で保険適用となっている医療費について一定の基準を満たした場合、公費負担されます。(一部自己負担あり)	保健所 (68頁参照)  京都市各区役所・支所の医療衛生コーナー  府健康対策課 TEL 075-414-4766

制度	対象者	内容	問い合わせ先
先天性血液凝固因子障害等に対する医療	先天性血液凝固因子障害等患者(原則として20歳以上)	先天性血液凝固因子障害等患者に対して入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。	府健康対策課 TEL 075-414-4725
小児慢性特定疾病医療費助成	慢性腎疾患、慢性心疾患、膠原病等の16疾患群に罹患している18歳未満の児童(ただし、引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満まで延長可能)	小児慢性特定疾病について、指定医療機関で医療を受けている場合、その医療費の一部が公費負担されます。	保健所 (68頁参照) 府健康対策課 TEL 075-414-4972
重度心身障害児(者)医療助成制度	65歳未満の心身障害者及び、65歳以上の心身障害者であって後期高齢者医療制度の被保険者でない者で、①1～2級の身体障害者 ②概ねIQ35以下の知的障害者 ③3級の身体障害かつ、概ねIQ50以下の知的障害の重複障害者	医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額(ただし、入院給食に係る自己負担分を除く)を補助します。(所得制限あり) ※市町村において制度を拡充されている場合がありますので、詳細はお住まいの市町村窓口にお問い合わせ下さい。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府医療保険政策課 TEL 075-414-4576
重度心身障害老人健康管理事業	後期高齢者医療制度の被保険者で、①1～2級の身体障害者②概ねIQ35以下の知的障害者③3級の身体障害かつ、概ねIQ50以下の知的障害の重複障害者	健康保持に係る指導を受けた場合に、その健康管理に要した費用として高齢者の医療の確保に関する法律に基づく一部負担金相当額(ただし入院給食に係る自己負担分を除く)を補助します。(所得制限あり) ※市町村において制度を拡充されている場合がありますので、詳細はお住まいの市町村窓口にお問い合わせ下さい。	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府医療保険政策課 TEL 075-414-4576
腎臓機能障害者通院交通費助成	腎臓機能障害者で透析療法を受けるため通院している者	月額1万円以上の通院交通費(バス・電車等の公共交通機関の運賃)に対して、その超えた額の2分の1を補助します。	市福祉事務所 町村役場 保健所 (68頁参照)
自立支援医療(精神通院医療)	精神障害(てんかんを含む)で通院による精神医療を受けている者	都道府県・政令市が指定した自立支援医療機関で通院により受けた精神障害の医療費の一部が公費負担されます。 なお、本人及び家族の所得等に応じて日毎の本人負担上限額が設定されます。(所得制限あり)	市福祉事務所 町村役場 (68頁参照) 府精神保健福祉総合センター TEL 075-641-1810